平成２４年（フ）第６０１号
名古屋市北区金城町３丁目３番地の６　アクシス金城町208号
債務者　ステルスオートこと　上條　慎二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２６号
名古屋市昭和区滝川町47番地の40　シティ・ファミリー八事Ｓ棟707号
債務者　嶋　　義雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９２号
愛知県半田市瑞穂町４丁目４番地の11
債務者　神本　政昭
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５５号
大阪府八尾市南本町４丁目８番９号
債務者　佐藤建装こと　佐藤　憲一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４２号
大阪市淀川区十八条３丁目16番36号
債務者　喜入　裕二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５８号
大阪府寝屋川市昭栄町17番14号
債務者　天神林広美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６０号
大阪市西成区千本中２丁目５番20号　ベストレジデンス岸里203号
債務者　塩谷　吉孝
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１３号
大阪府豊中市稲津町１丁目９番11号
債務者　藤谷靜蓮こと松本靜蓮こと　朴　　靜蓮
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１９号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番12―706号、前住所大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―815号
債務者　加藤　勝也
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４８号
大阪府枚方市津田山手２丁目21番20号
債務者　南浦　高志
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１４号
大阪市旭区高殿２丁目３番12号
債務者　栗原美智子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２３号
大阪市生野区巽中４丁目11番６―508号
債務者　阪本　勝美（旧姓張）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５２号
大阪府寝屋川市讃良西町６番10―605号
債務者　長谷川さとみ（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６３号
大阪市東淀川区豊新３丁目17番22号　ブラッサム302号
債務者　大林　綾子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６４号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目７番１―303号
債務者　小籔　祥江
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７４号
大阪市東淀川区東中島５丁目25番３―302号
債務者　川野　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目９番４―507号
債務者　阪下　智子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係